

平成12年 雇 用 保 険 法
(労働保険の保険料の徴収等に関する法律を含む。)

- 〔問 9〕 労働保険の印紙保険料に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。
- A 日雇労働被保険者を使用する事業主が当該日雇労働被保険者について負担すべき保険料は、印紙保険料の2分の1のみである。
 - B 日雇労働被保険者を使用する事業主は、毎年度、雇用保険印紙の消印に使用すべき認印の印影を、所轄公共職業安定所長に届け出なければならない。
 - C 印紙保険料を政府が認定決定したときは、納付すべき印紙保険料の納付については、都道府県労働局労働保険特別会計収入官吏に現金納付することによってのみ行うことができる。
 - D 事業主は、正当な理由なく印紙保険料の納付を怠ったときは、その額が1,000円未満である場合を除き、納付すべき印紙保険料の額の100分の10に相当する額の追徴金を追徴される。
 - E 雇用保険印紙が変更された場合、事業主は、変更の日から6か月間に限り、雇用保険印紙を販売する郵便局に、その保有する変更前の雇用保険印紙の買戻しを申し出ることができる。